

オンラインで特定保健指導を受けましょう!!

当組合では、組合員および被扶養者の方に特定健康診査を実施し、生活習慣の改善が必要な方には、特定保健指導を行っています。

特定保健指導は、18ページに記載のとおり、対象者が希望する様々な方法で実施することができますが、個別型の一つとして、コロナ禍の状況でも安心して取り組める、スマートフォンやタブレット等を利用したオンラインによる「ICT面談」を行っています。

「ICT面談」の利用は、委託業者のスタッフと一緒に接続等を行いますので、簡単に安心して行うことができます。新型コロナウイルス感染症予防対策の観点からも、ICTを積極的に利用して、特定保健指導を受けましょう。



委託業者

株式会社ベネフィット・ワン

ご準備いただくもの

内側カメラ付きのスマートフォンやタブレット等
Wi-Fi回線

※Wi-Fi環境でなくても、実施することは可能ですが、30分の面談で約200MBのデータ量を使用します。

場 所

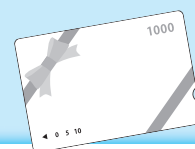
対象者が希望する場所(ご自宅や会議室等)

利用方法

- ①スマートフォンやタブレット等に専用のアプリをインストールします。
- ②ベネフィット・ワンのスタッフ(管理栄養士や保健師)がご連絡しますので、一緒にアプリ等の接続を行います。
- ③スマートフォンやタブレット等に健診結果等を表示しながら、面談を行います。



パート先等で健康診断を受診している被扶養者の方へ
健診結果等の提出を忘れずに！
QUOカード(1,000円)を進呈します！



当組合では、特定健康診査の受診を確認するために、パート先等で健康診断を受診している40歳以上75歳未満の被扶養者の方へ、健診結果票(写)の提出をお願いしています。

ご提出いただいた方には、QUOカード(1,000円)を進呈しておりますので、健診結果が届きましたら、ぜひご提出ください。

なお、提出する際は、特定健康診査項目を満たしているか、ご確認くださいませようお願いします。

●提出書類

- ・健診結果票の写し(令和3年4月1日以降に受診した分)
 - ・特定健康診査質問票*
 - ・特定健康診査受診券*
- ※令和3年5月下旬にご自宅宛てに送付します。



●注意事項

- 1.健診結果票等を提出いただいた方で、特定健康診査項目を満たしていない場合は、電話連絡にて確認させていただく場合があります。
- 2.QUOカードについては、当組合で内容を確認後、提出いただいた月の翌月末にご自宅へ送付します。
※当組合から送付した「特定健康診査受診券」を利用した特定健診(住民健診・集合契約医療機関・巡回型特定健診)、または人間ドックを受診した方は対象になりません。

お問い合わせ先 医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413